

# 宮崎市佐土原町域社会体育施設の使用料金等の改定について

令和6年4月1日より、佐土原体育館及び佐土原西体育館の使用料金等が改定されます。  
また、佐土原西運動広場の多目的グラウンドとテニスコートについては有料に改定されます。  
主な改定内容は以下の通りです。

- ・各施設の使用料が改定されます。  
(佐土原西運動広場については令和6年4月1日と令和8年4月1日の2回に分けて段階的に料金改定が行われます)
- ・使用料金の区分が「一般」「高校生」「中学生以下」の3区分となります。
- ・設備使用料（佐土原体育館照明設備使用料・会議室冷暖房使用料）については廃止となります。

改定料金の詳細は以下の表をご覧ください。

新料金については、令和6年4月1日以降の使用分について適用されますが、令和6年4月1日以降の使用であっても、令和6年3月31日までに予約が確定したのものについては旧料金（現行料金）が適用されます。

## 宮崎市佐土原体育館 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外に使用する場合においては、使用者が入場料を徴収する時の使用料額は当該入場料の額の最高額に100を乗じて得た額を加算した額となる。

施設名	種別		区分	料金（円） <1時間あたり>	
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	体育室（全面）	一般	2,430
				高校生	1,220
				中学生以下	810
			体育室（2/3面）	一般	1,620
				高校生	810
				中学生以下	540
		体育室（1/2面）	一般	1,220	
			高校生	610	
			中学生以下	410	
		体育室（1/3面）	一般	810	
			高校生	410	
			中学生以下	270	
		入場料を徴収する場合	一般	7,290	
			高校生	3,650	
中学生以下	2,430				
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合			24,300	
	入場料を徴収する場合			72,900	
会議室				540	

### 宮崎市佐土原西体育館 新使用料金表

<p>1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。</p>					
施設名	種別			区分	料金（円） <1時間あたり>
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	アリーナ（全面）	一般	1,350
				高校生	680
				中学生以下	450
			アリーナ（半面）	一般	680
				高校生	340
				中学生以下	230
	入場料を徴収する場合	一般	2,700		
		高校生	1,350		
		中学生以下	900		
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合			6,750
入場料を徴収する場合			13,500		
卓球室				一般	360
				高校生	180
				中学生以下	120

### 宮崎市佐土原西運動広場 新使用料金表

<p>1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。</p>					
<b>※令和6年4月1日～令和8年3月31日までの料金</b>					
施設名	種別		区分	料金（円） <1時間あたり>	
多目的グラウンド	入場料を徴収しない場合	（全面）	一般	630	
			高校生	320	
			中学生以下	210	
		（半面）	一般	320	
			高校生	160	
			中学生以下	110	
	入場料を徴収する場合			一般	1,260
				高校生	630
				中学生以下	420
	照明設備	（全面）			1,260
（半面）				630	
テニスコート（1面）			一般	210	
			高校生	110	
			中学生以下	70	

## 宮崎市佐土原西運動広場 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

※新料金(2回目の改定後の料金)については、令和8年4月1日以降の使用分について適用されます。

施設名	種別		区分	料金(円) <1時間あたり>	
多目的グラウンド	入場料を徴収しない場合	(全面)	一般	1,260	
			高校生	630	
			中学生以下	420	
		(半面)	一般	630	
			高校生	320	
			中学生以下	210	
	入場料を徴収する場合			一般	2,520
				高校生	1,260
				中学生以下	840
	照明設備	(全面)			1,260
(半面)				630	
テニスコート(1面)			一般	420	
			高校生	210	
			中学生以下	140	